

令和6年6月甲良町議会定例会会議録

令和6年6月14日（金曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 議案第36号 令和6年度甲良町一般会計補正予算（第2号）
第3 議案第37号 令和6年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第4 議案第38号 令和6年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
第5 議案第39号 訴えの提起につき、議決を求めることについて
第6 議案第40号 訴えの提起につき、議決を求めることについて
第7 議案第41号 議決事項の一部変更について
第8 発議第3号 野瀬喜久男前町長による理不尽な損害賠償請求訴訟に抗議し、訴えの棄却を貫くよう求める決議（案）
第9 議員派遣について
第10 委員会の閉会中における継続審査及び調査について

◎会議に出席した議員（10名）

1番	福原 守	2番	木村 誠 治
3番	藤居 吉也	4番	山田 光 義
5番	小森 正彦	6番	西川 誠 一
7番	野瀬 欣廣	8番	木村 修
9番	西澤 伸 明	10番	丸山 恵 二

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町 長	寺本 純 二	教 育 長	青 山 繁
副 町 長	熊谷 裕 二	教 育 次 長	福 原 猛
総 務 課 長	中村 康 之	学 校 教 育 課 長	橋 本 善 明
会 計 管 理 者	大野 けい子	社 会 教 育 課 長	大 山 一 弥
税 務 課 長	望 月 仁	長 寺 セ ン タ ー 館 長	大 野 正 人
企 画 監 理 課 長	山 崎 志 保 美	呉 竹 セ ン タ ー 館 長	上 田 真 司

住民人権課長	宮川哲郎	総務課参事	村田茂典
保健福祉課長	丸澤俊之	保健福祉課参事	中川一樹
産業課長	西村克英	建設水道課参事	寺居友彦
建設水道課長	村岸勉	総務課長補佐	宮寄一海

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	橋本浩美	書記	山脇理恵
------	------	----	------

(午前10時05分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は10人です。

議員定足数に達していますので、令和6年6月甲良町議会定例会第3日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番 山田議員、5番 小森議員を指名します。

次に、追加議案がありますので、これより町長の提案説明を求めます。

町長。

○寺本町長 本日は、何かとお忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日追加提案させていただきます案件について、その概要を説明します。

議案第39号と40号は、いずれも訴えの提起につき、議決を求めるものがあります。

これについては、住宅新築資金等の貸付に係る返還請求について、既に議決いただいている案件に関し、追加して提訴する必要が生じたことにより、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第41号については、議決事項の一部変更について、議決を求めるものであります。これは、過日、条例一部改正について議決いただきました議案第34号において、議案書に脱字が判明しましたことから、その変更について議決をお願いするものとなりました。

何とぞご審議いただき、適切な議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案説明といたします。

○丸山議長 次に、日程第2 議案第36号 令和6年度甲良町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 議案第36号 令和6年度一般会計補正予算について、賛成討論にあたりまして若干の意見を述べます。

1つには、コロナワクチン予防接種について、第5類に移行したとはいえ、後遺症など、まだまだ解明されていない、つまり、病症自体が解明されていないことが多々あるようです。

そして、ワクチン接種後、重篤な副作用は、まれではありますが報告されていることなど、丁寧に情報を住民に提供することが重要です。接種するかどうか

かの判断が正確な情報を得た上で可能な環境を整えることは、行政の大事な任務だと考えます。

次に、費用の差額約7,000円のうち、自己負担2,000円としたことについて、国、県に対して、住民負担がさらに軽減されるよう要請を強めていただきたいと思います。

2つ目に、岸田内閣の打ち出す経済・暮らし支援対策は、4万円の定額減税をはじめ、全く現状に合わないものばかりです。その中で、我が町政運営も、また、町民の暮らしも厳しくなるばかりです。

少ない財源ではありますが、暮らしや子育て、中小零細業者、農家の支援に努めていただきたいと思いますことを強調いたしまして、討論とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

6番、西川議員。

○西川議員 6番、西川です。賛成討論します。

予算に対しての質疑の中で、執行を目的に1つお願いしておきたいことがあります。

歳出のところで、民生費、保健福祉センターの庁舎改修工事、これ、エアコンを指して、電源関係を指しているかと思うんですが、これ、予算が通りましたら早急に実施をしていただきたいと思います。

町民の健康管理、いろんなことを考え合わせると、昨日も使わせていただいても非常に暑い目にのったという気持ちもあるんですが、その辺のところを併せて、予算が通れば早急な実施をお願いしておきたいと思いますので、賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第36号は可決されました。

次に、日程第3 議案第37号 令和6年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第37号は可決されました。

次に、日程第4 議案第38号 令和6年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について討論はありますか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 今回は補正予算の範囲でありますけども、やはり介護保険料の高さについては、大変、社会保障と言いながら暮らしを圧迫するまでになっていきます。その点でも、やはり県、国の果たす役割が大変大きいというように思います。

その点でも、介護保険料の抜本的な制度の改革ですね。法律上で一般会計からの繰入れが禁止をされているという状況ですし、県に一本になってパイが大きくなれば運営がしやすいというものの、国からの、つまり国庫支出がしづられている、つまり絞られている中、縮小されている中、それは限度があるというように思います。

そういう点では、抜本的な改革の中身はやはり国が大幅に国庫支出を増やすこと、介護保険制度が始まった段階から、初期からこういう介護保険、保険制度にされて国庫の支出を減らしたことから始まります。その点を改善していただくように、ぜひとも強調をしていただきたいと思います。

今回は補正の範囲で賛成とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第38号は可決されました。

次に、日程第5 議案第39号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

- 橋本事務局長 議案第39号 訴えの提起につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和6年6月14日。

甲良町長。

- 丸山議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

- 村岸建設水道課長 議案書1ページをお願いいたします。

訴えの提起につき、議決を求めることについて（貸金等返還請求事件）でございます。

貸金等返還について、次のとおり訴えの提起につき、地方自治法第96条第1項第12号により、議会の議決を求めるものでございます。

被告となるべき者の住所、氏名等につきましては別表に記載のとおり、住所、氏名、請求金額について別表のとおりお願いいたします。本2名でございます。

また、請求の要旨につきまして、次ページをお願いいたします。

訴えは、主たる債務者の二次相続人兼連帯保証人の相続人に対して請求をするものでございます。

訴えは、主たる債務者の相続人等が貸金等に係る返還金等の支払いを滞納していることから、主たる債務者の二次相続人兼連帯保証人の相続人に対しまして、滞納返還金、滞納利息金及び遅延損害金並びに連帯保証債務の履行を求めるものでございます。

訴訟遂行の方針および授權事項について、控訴又は上告、訴えの取下げ、変更又は和解、趣旨を損なわない条項の軽微な修正を授權事項としてお願いするものでございます。

また、管轄裁判所につきましては、大津地方裁判所彦根支部又は彦根簡易裁判所でございます。

どうかよろしくお願いいたします。

- 丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番、西澤議員。

- 西澤議員 それぞれ全協で示された表を見ますと、資料を見ますと、償還が滞った月、それから、遅延損害金の起算日が、資料7で、つまり39号では平成9年というようになっています。ですから、この間、貸付をしてから、それから貸金が返還されない状況の中で、何度か返還を求める交渉記録がされている

と思いますが、この方についての、このケースについての交渉記録は残されていますか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 この方についてというのは、主たる債務者、もう亡くなりになられた方の交渉記録がございます。本件につきましては、その方の相続人でございますので、その方の交渉というものについては、記録は今のところはございません。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 ですから、亡くなられた後、債務が発生する。つまり、連帯保証人なり、それから相続人に発生するわけですけども、その債務請求ですね。つまり、履行をしてもらうための交渉が町からされているわけですけども、その段階で訴訟に至るというように進んでいますが、その訴訟に至る経過、ほんで、今回こういうように訴えの提起をしなければならなくなった経過も含めて交渉記録が保存されているというふうに思いますが、そこはどうなんですか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 本件につきましては、令和5年の3月議会にて、和解を遂行するというところで、裁判前の和解ということで議会の方の議決をいただいたんですけども、その和解条項を守られないという状態が続きましたので、昨年9月議会にて訴えの提起を起こさせていただいた案件でございます。

その関連上、訴えの提起をしております、その連帯保証人兼二次的相続人がお亡くなりになられたということでございますので、必然的にその相続人に対しても事案が発生するというところで、お支払いいただけますかという顧問弁護士の方からの連絡が行っているんですけど、反応がないために訴訟に踏み切るという内容でございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 そうすると、弁護士に委託をしているということで、弁護士との間で交渉されているけども、町としては交渉してないので、交渉記録があるかどうかを聞いているんですけども、これはないと。であれば、提出することができる、ないしは弁護士との間でやられていたら、弁護士との間のやられた交渉記録、つまり経過ですね。裁判に提出されて、こういう状況になって、和解になれば話合いで裁判長の公印が一定出てくるんだと思いますけれども、どのような経過でこういうこじれてしまったということが分かるような交渉記録ですね。これは提出することはできますか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 現段階では、訴訟に関することになりますので、提出の方は控えさせていただきませうけれども、弁護士さんの方からは交渉していただい

ているという記録はございます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 これ、全協でも丸山議長が言われましたけども、同和対策事業で大変プラスになった面があります。

私いつも言いますが、終わりよければ全てよしというように、結末が終われば、隣の豊郷町では一般会計に貢献ができる、そういう財政の貢献がされているように聞いています。

その点でも、それからまた、精神的にも、精神的というか、その同和対策事業全体に対する評価についても終結をしていく。そして、そういうようになれば、その垣根がつくられてきましたけども、それが解消されていくという内容ですので、ぜひともそういう円満に解決ができる方向を模索し、そして、しかも恩恵を受けたわけです。けども、当人ではありませんので、連帯保証人という形ですし、それからまた、その連帯保証人さんの子孫というように、子ども、孫というように、全く関係ないと思われている方、あります。法律上は義務が発生しますけども。

そのことも含めて和解ができていくように、厳しさと、それから融和の関係をつくっていただきますようよろしく願いして、賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第39号は可決されました。

次に、日程第6 議案第40号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第40号 訴えの提起につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和6年6月14日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、議案書1ページをお願いいたします。

訴えの提起につき、議決を求めることについて（貸金等返還請求事件）でございます。

訴えの提起につき、地方自治法第96条第1項第12号により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきまして、被告となるべき者の住所、氏名と請求金額につきましては、別表に記載されている2名のとおりでございます。

請求の要旨でございます。

本訴えにつきましては、連帯保証人の相続人に対して請求を行うものでございます。

訴えは、主たる債務者の相続人等が貸金等に係る返還金等の支払いを滞納していることから、連帯保証人の相続人に対して連帯保証の債務の履行を求めるものでございます。

訴訟遂行の方針および授権事項でございます。

控訴又は上告、訴えの取下げ、変更又は和解、趣旨を損なわない条項の軽微な修正について、授権事項としてお願いするものでございます。

また、管轄裁判所につきましては、大津地方裁判所彦根支部でございます。

どうかよろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 これも同じように、議案40号については、損害金の起算日が平成の18年8月というようになっています。これについてもそこからの交渉がされていると思いますし、途中からは弁護士の委託がされていると思いますけども、その交渉記録は保存され、また、提出することができるかどうかお尋ねします。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 先ほども申し上げたとおり、現在もう訴訟に入っておりますので、本案件の主たる債務者、ほかにもいらっしゃいます。その訴訟に関することということで、現在については終了しておりませんので、提出の方はできませんけど、記録の方はございます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより議案第40号を採決します。
本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。
(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。
起立全員です。
よって、議案第40号は可決されました。
次に、日程第7 議案第41号を議題とします。
議案を朗読させます。
局長。

○橋本事務局長 議案第41号 議決事項の一部変更について。
上記の議案を提出する。
令和6年6月14日。
甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。
総務課参事。

○村田総務課参事 失礼します。私の方から、議案第41号 議決事項の一部変更について、ご説明申し上げます。

議案書を1枚おめくりください。

こちらにつきましては、令和6年6月6日の方に議決いただきました議案第34号 甲良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、その中身に誤りがございましたので、次のとおり一部改正するため、議決を求めるものでございます。

訂正内容としましては、34号の本文中、「甲良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」という部分につきまして、「甲良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成29年条例第6号）」に変更するものでございます。

以上であります。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 元の条例の改正については、私、反対をしました。今回この条文の中の最後の4行目のところですね、「(平成29年条例第6号)」にという、この部分が抜けていた、間違っていたということですので、その部分について、限っては賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第41号は可決されました。

次に、日程第8 発議第3号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 発議第3号。

令和6年6月14日。

甲良町議会議長 丸山恵二様。

提出者 甲良町議会議員 西澤伸明。

賛成者 甲良町議会議員 木村修、小森正彦、山田光義、藤居吉也、木村誠治、福原守。

野瀬喜久男前町長による理不尽な損害賠償請求訴訟に抗議し、訴えの棄却を貫くよう求める決議(案)。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

○丸山議長 本案については、西澤議員から提案説明を求めます。

9番、西澤議員。

○西澤議員 それでは、決議案を読み上げまして、提案説明とさせていただきます。

野瀬喜久男前町長による理不尽な損害賠償請求訴訟に抗議し、訴えの棄却を貫くよう求める決議(案)。

野瀬喜久男（以下「野瀬氏」という）が甲良町（寺本純二町長）を相手に起こした裁判（大津地方裁判所 令和6年（ワ）第57号 損害賠償請求事件）（以下「本裁判」という）に驚きと疑問を抑えることができない。

町提出資料によれば「国家賠償法又は地方自治法に基づき、町に対し法令違反による未払い給与及び弁護士費用を合わせ最大で2,696万4,219円及びこれに対し年3分の割合による金員の支払いを求めるもの」としている。

しかし、次の主な理由により野瀬氏の主張は全く道理がなく不当なものである。

1、令和4年8月10日付けで野瀬喜久男町長（当時）から滋賀県知事に提出された審査請求事案において、令和4年11月7日付けの三日月大造滋賀県知事裁定は、「本件審査の申立てを棄却する」と言明し、その理由を以下のように述べている。

審査請求人である野瀬氏の主張と議会側の対応を審査したうえで、「（前略）審査申立人の給与月額を同年（令和4年）7月1日から当分の間40%減額する根拠となっているのは、議会提案による条例ではなく、審査申立人自身が提案した条例ということも言える。したがって違法状態の解消のために本件条例案を提案したという審査申立人の主張は、その前提を欠くということもできる」と判断し、「よって、本件議決は、地方自治法第176条第6項にいう議会の権限を超えまたは法令に違反するものと言うことはできない」と結論づけ、門前払いである「棄却」とした。その後、野瀬町長（当時）は訴訟権があるにもかかわらず、裁判に訴えなかった。

2、令和2年12月25日に申し立てた町長給与減額に対する審査請求事案では、議会の議決が取り消される裁定が下され、それ以前の給与額が執行されることになった。その上で、「本件審査の申し立ては、本件議決に対して行われているものであり、過去の議決が、本件議決に関する判断に影響を及ぼすことはない」と明快に述べている。つまり、町長給与減額に関し議会が議決の対象とすることは、どんな場合でも「議会の権限を超え違法」であると断定したものではないと解することができる。

3、不祥事が発覚するたびに議決された上記以外の町長給与減額について、野瀬町長（当時）は再議及び審査請求という救済及び異議申立の制度を熟知しながら権限を行使せず容認してきた経緯がある。にもかかわらず何年も過去にさかのぼって野瀬氏が「法令違反」を主張することは到底容認できない。これは、すでに議会議決及び首長の再議権、異議申し立て制度を経て完結した事案とすることができる。

4、野瀬氏在任期間中の町長給与を含む予算執行は野瀬町長の権限によって行われてきたものであり、「法令違反」と言うのであれば、野瀬氏自らに跳

ね返る問題である。

5、以上、どこから見ても道理の通らない主張であり、濫訴に当たると言う他ない。

よって、寺本純二長におかれましては、野瀬喜久男前町長の損害賠償請求は断固として「棄却」するとの立場を貫き努力されるよう要請する。

以上、決議する。

以上です。

繰り返す必要がありませんけども、議会の中で完結をした事案であります。しかも、町長と議会との関係は、町長の権限は大変大きく、再議権があり、そして審査請求という制度があります。そういう状況を経た上で完結をして、異議がなかったものとして既決をされている事案を蒸し返してやられるもので、最後のところに書いています濫訴に当たる、本当にそういうものだと思いますので、裁判所にあたって、また、町長にあたって、断固として正しい方向で対応していただきたいと思います。

以上です。よろしく皆さんお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

8番、木村修議員。

○木村修議員 8番、木村です。賛成討論をさせていただきます。

今、提出者の方から細々と説明していただきました。何か難しい文言が並んでいるなというふうにも思いましたけれど、最後に言われました、この案は、いわゆる訴訟が起こされたということは、本当に濫訴というような文言がぴったり当てはまるんじゃないかと思えますし、前町長が何を考えてこのような状況になったのかが本当に本人と一対一でしゃべりたいなというふうに思っています。

取りあえず賛成とさせていただきます。

○丸山議長 ほかに。

西川議員。

○西川議員 6番、西川です。賛成討論をします。

私は4年間議員の空白がありました。その辺でのこの文言の中にあんまり絡みませんが、事の発端は約9年前に始まっているかなというふうに思います。要は選挙資金の問題で、野瀬町長自身が答弁をされなかった、使い道においての答弁をされなかったことによることが発端であったと承知をしているわけですが、詳しい内容まではちょっともうあまり覚えていませんけど、それが事の

発端だというふうに思いまして、それはいまだに引きずっているんだなというふうに思います。

その辺のところ、やはり議会の判断も間違いなかった、県の判断も間違いなかったんだろうということも思いますし、私自身もいまだにその答弁されたということは聞いておりませんが、本人からも聞いた覚えがございません。その辺のところ、貸された方もいまだに不満を持っておられますし、その辺のところでは賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

山田議員。

○山田議員 4番、山田です。賛成討論になりますけど。

この文面を見ましても、過去を振り返ってみまして、私も前野瀬町長の部下として働いてきたんですけど、本当に恥ずかしいという、そういう人間としての道理が全然通っておりません。この文面どおり賛成の討論とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、発議第3号は可決されました。

次に、西川議員から、6月6日の議会における一般質問での発言について、会議規則第64条の規定によって、お手元に配りました発言取消申出書のとおり、不適切発言の部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。

これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、後刻記録を調査して適切に措置することにします。

次に、日程第9 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配布している文書のとおり、議

員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第10 委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配布している文書のとおり、閉会中における継続審査及び調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○寺本町長 閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

今月の6日の開会以来本日まで9日間にわたり、条例の改正その他の多数の案件について慎重なるご審議をいただきましたことに感謝を申し上げます。

今期定例会におきまして議員各位からいただきました意見につきましては、十分留意し、今後の町政運営に当たってまいります。

議員の皆様にはくれぐれも健康にご留意いただき、町政へのご指導、ご協力いただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○丸山議長 これをもって、令和6年6月甲良町議会定例会を閉会します。

ご苦勞さまでした。

(午前10時40分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 山 田 光 義

署 名 議 員 小 森 正 彦